

第 144 回練馬区緑化委員会 会議の記録

環境部みどり推進課管理係

- 1 日 時 平成 27 年 7 月 31 日 (金) 午後 1 時 30 分～
2 場 所 練馬区役所 本庁舎 19 階 1903 会議室
3 出席者 会長：堀江典子
委員：藤崎健一郎、西貝孝之、大槻亨、高松さとし、
吉田ゆりこ、とや英津子、浅沼敏幸、やない克子、
植松正一、西貝嘉隆、鈴木正一、須永文子、
三浦雄二、和崎禎介、内堀比佐雄、本橋世紀子、
加藤政春、中村壽宏、篠田英徳
区側：産業経済部参事都市農業課長事務取扱、
環境部長、環境課長、みどり推進課長、
開発調整課長、道路公園課長

4 公開の可否 公開

5 傍聴者数 1 名 (傍聴人定員 10 名)

6 次第

1 開会

2 審議

(1) 保護樹木の指定について (諮問第 184 号)

(2) 保護樹木の指定解除について (諮問第 185 号)

3 報告

(1) 保護樹木の新規指定について

(2) 保護樹木の指定解除について

(3) みどりの豊かさを評価するための新たな手法の検討状況について

4 視察

練馬区立こどもの森緑地 (羽沢二丁目 32 番 7 号)

5 閉会

7 会議内容

みどり推進課長 本日は、お忙しいところ、またお暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

私は事務局を担当いたしますみどり推進課長、塩沢と申します。よろしくお願します。

本日は、西庁舎の工事により、第 1 委員会室が使用できないために、当会議室を会場といたしました。マイクが使用できな

い会議室ですので、ご不便をおかけしますが、よろしくお願
いします。

なお、議事録をとる関係で、中央にレコーダーを置いてお
りますので、ご了承ください。

それでは、今回、新しく第18期練馬区緑化委員会委員とな
られる方の委嘱をさせていただきます。大変恐縮ですが、委嘱
状は既に席上に置かせていただきました。お名前を環境部長
からご紹介させていただく形で、委嘱に変えさせていただきます。

では、部長、よろしくお願いたします。

環境部長 それでは、ご紹介をさせていただきます。環境部長の内木
でございます。

まず、高松さとし委員でございます。

高松委員 よろしくお願いたします。

環境部長 吉田ゆりこ委員でございます。

吉田委員 よろしくお願いたします。

環境部長 とや英津子委員でございます。

とや委員 よろしくお願いたします。

環境部長 浅沼敏幸委員でございます。

浅沼委員 よろしくお願いたします。

環境部長 やない克子委員でございます。

やない委員 よろしくお願いたします。

環境部長 大槻亨委員でございます。

大槻委員 よろしくお願いたします。

環境部長 篠田英徳委員でございます。

篠田委員 よろしくお願いたします。

環境部長 以上でございます。よろしくお願いいたします。

みどり推進課長 皆様のお手元に新たな緑化委員会の委員名簿をお配りさせていただきました。こちらにつきましては、ご参照いただければと存じます。

なお、本日金子委員は所用のため欠席とのご報告をいただいております。

では、開会に当たり事務局から出席委員数を報告いたします。ただいまの出席委員数は 19 名です。当委員会の定数は 21 名です。過半数の出席がありますので、本日の委員会は成立しております。

以上でございます。

会長、よろしくお願いいたします。

会 長 緑化委員会の会長を務めております堀江と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今回、新たに 3 分の 1 の方が委員として変わられたということですが、どうぞよろしくお願いいたします。

本日、練馬区立こどもの森緑地の視察が入っております、会議は 2 時 30 分ごろを目途に終了して、視察に移りたいと思っております。視察も 4 時ごろには終了したいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

本当に暑い中ですので、皆さん適宜水分補給などをしながら、ご無理のないようお願いしたいと思っておりますが、早速議事に移りたいと思っております。

まず、事務局から理事者の紹介および事務局の紹介をお願いします。

みどり推進課長 事務局です。

私ども理事者も変わっておりますので、紹介させていただきます。

まず、産業経済部参事都市農業課長事務取扱、浅井葉子でございます。

産業経済部参事 浅井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

みどり推進課長 環境部環境課長、毛塚久でございます。

環境課長 前任はみどり推進課長でございました。昨年、一昨年とお世話になりました。引き続き、環境課長でお世話になります。よ

ろしくお願いします。

みどり推進課長 都市整備部開発調整課長、田中淳でございます。

開発調整課長 田中でございます。よろしくお願いいたします。

みどり推進課長 土木部道路公園課長、安原貴でございます。

道路公園課長 安原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

みどり推進課長 なお、組織改正により、公園を所管する理事者はこれまでは土木部計画課長でしたが、今回、土木部道路公園課長に変更となりました。

続きまして、都市整備部参事都市計画課長事務取扱、阪田真司でございますが、本日公務のため欠席させていただいております。

次に事務局を紹介させていただきます。環境部長、内木宏でございます。

環境部長 環境部長の内木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

みどり推進課長 改めまして、同じく事務局の環境部みどり推進課長、塩沢福三と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会長お願いいたします。

会 長 では、まず資料の確認をお願いしたいと思います。事務局でお願いします。

みどり推進課長 それでは、本日の資料の確認をいたします。

まず、本日の次第、第 144 回練馬区緑化委員会次第と書かれたもの。修正がありましたので、机上に差しかえの次第を置かせていただいております。

続いて、資料 1 諮問第 184 号保護樹木の指定について。

次に資料 2 諮問第 185 号保護樹木の指定解除について。これが 2 枚あります。

次に資料 3 保護樹木の新規指定について、その 1 が 3 枚、その 2 が 1 枚、その 3 が 1 枚、その 4 が 1 枚となっております。

次に資料 4 保護樹木の指定解除についてが 1 枚。

最後に資料 5 「みどりの豊かさを評価するための新たな手法

の検討状況について」が1枚とその別紙が2枚あります。

その他、こどもの森の図面とパンフレットを机上に配付いたしました。

資料は以上でございます。過不足等ありましたら、お知らせいただければと思います。

よろしく願いいたします。

会 長

皆さん、資料はよろしいですか。

それでは、次第に沿って進めてまいります。早速次第の2番、諮問案件の審議に入ります。

今回、案件2保護樹林の指定が1件、保護樹林の解除が1件ありますが、まず事務局から説明を伺った上で、皆様のご意見、ご質問等いただきたいと思っております。

では、お願いします。

みどり推進課長 審議案件(1)、(2)をまとめて説明いたします。

まず、資料1、諮問第184号保護樹林の指定についてご説明します。所在地は大泉学園町七丁目。案内図にありますように、大泉風致地区公園の東に位置します住宅地の一部になります。

下の航空写真をご覧ください。赤い線で囲われた部分が当該地です。その上の白い建物が所有者の母屋となっております。

指定面積は648㎡。シラカバ、アカマツ、ヤマザクラなど、さまざまな樹種からなる樹林地です。

続きまして、資料2、諮問第185号保護樹林の指定解除についてご説明します。所在地は大泉学園町一丁目にあります学園町みのり憩いの森です。

1枚めくりますと、航空写真があり、オレンジの線で囲われた部分が当該地です。

この樹林地ですが、平成14年に1,472㎡で指定されました梅林で、条例に基づき所有者から指定解除の申請が出たものです。

解除の経緯ですが、所有者に相続が発生しまして、土地を売却するという申し出がありました。区は、区有地としての買収の折衝を所有者と再三行ってまいりましたが、結果として合意に至らなかったものです。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

会 長

ありがとうございます。

それでは、この件に関してご意見またはご質問など、ありましたらお願いします。

解除については残念ですが、所有者のご意向ということでや

むを得ないのかなということですね。

何かご質問、ご意見等ありませんでしょうか。

(発言なし)

会 長

次に次第の3番目、こちらは報告案件になります。保護樹木に関する新規指定と指定解除、資料3と資料4です。これについて事務局から説明をお願いします。

みどり推進課長 報告事項の(1)と(2)です。保護樹木の新規指定4件並びに指定解除2件につきまして資料3と資料4を用いまして一括でご説明します。

まず資料3保護樹木の新規指定(その1)です。所在地は谷原六丁目、農家の屋敷の周りの指定番号が第1973号から1989号までの17本です。内訳は、イチョウが12本、スダジイが4本、ケヤキが1本です。指定年月日は平成27年5月19日です。状況写真を3枚付けております。

次に指定の報告(その2)です。所在地は石神井台一丁目、氷川神社の参道になります。指定番号は第1990号から1992号の3本で、樹種はいずれもイチョウです。指定年月日は平成27年5月19日です。

次に指定の報告(その3)です。所在地は氷川台二丁目、諏訪神社の境内にあります。指定番号1993号から1997号の5本で、樹種はクヌギ、ソメイヨシノ、イチョウ、クロマツ、ケヤキです。指定年月日は平成27年6月26日です。

次に指定の報告(その4)です。所在地は早宮三丁目、樹種はケヤキ1本で、指定年月日は平成27年6月26日です。

続きまして、資料4をお願いいたします。保護樹木の指定解除です。2段に分かれておりまして、上の段の1番です。所在地が大泉学園町六丁目、樹種はアカマツ1本です。解除の経緯ですが、所有者が土地を売却するに当たり解除の申し出を受けたものです。解除年月日は平成27年5月27日です。

次に下の段の2番。所在地は西大泉四丁目、樹種はエノキ1本です。解除の経緯です。枝に葉がついていない状態で、職員が根元も含め樹木調査を行い、枯死を確認しました。所有者にその状況を説明し、指定解除のご了解をいただきました。解除年月日は平成27年6月23日です。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

会 長

ありがとうございます。

新規の指定分、指定の解除分を説明をいただきましたが、これらの件につきまして、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

どうぞ。

A委員

先ほども解除の報告がありましたが、解除されるのは大変残念なことと思います。ご報告いただいた2番の解除の経緯が枯死のためというエノキですが、保護樹木に指定された樹木の管理や保護は、指定されたからには努力はされたのだと思いますが、この間どのようにされてきたのか、その責任がどこにあるのか教えていただきたい。

もう1点は、木のことは、専門家ではないのでわかりませんが、この木は今後、台風や強風が吹いたときに危険な状況になる可能性があるのではないかと思います、その点はいかがでしょう。

みどり推進課長 5年に一度、指定された樹木・樹林につきましては、こちらで調査をしております。急に悪くなって倒れるというのは基本的にはありません。徐々に悪くなっていく中で5年に一度調査をしまして、そこでまた判断をしていきます。

今回の樹木ですが、5年前に調査したときから5年間かけてかなり衰弱して、最終的には枯死しました。生き物であり、かなり老木ということもあります。また、腐朽菌が入って下の方にキノコが確認されたので、かなり衰弱していたということです。

責任につきましては、基本的には所有者となりますが、伐採や手入れにつきましては、区で助成金を払って対応しております。

委員からありましたように、台風や強風によって倒れてしまう恐れがありますので、早めの対応を心がけております。

A委員

早めの対応をすとしても、指定を解除するだけではなくて、この木を今後どうしていくのかを知りたい。

みどり推進課長 枯死を確認いたしましたのが6月23日、その後、29日にすぐ区で伐採をいたしました。

会 長

A委員、よろしいですか。

A委員

はい。

会 長 基本的には所有者の方の財産でもあるわけですが、指定によって地域や区全体で価値を認めて、何とかそれを大事に育てていっていただきたいと、サポートしていくことが大事だなと思っております。

 今回、助成の制度も変更されて、より使い勝手がいいようになってきていると思いますが、これからもみんなで見守って、この委員会としても応援していかなければいけないと思っていますので、よろしく願いいたします。

 他にはいかがですか。

B委員 今回、委員の方が大分入れ替わっておりますので、保護樹木が、今現在どれぐらいかという数字が欲しいと思います。

 私も一番初めに委員会に出たときに、全体像がつかめないまま、いきなり指定や解除などしてしまったのですが、特に初めの方には、現況として樹林・樹木がどれぐらいあるかお知らせいただければと思います。

会 長 そうですね。事務局お願いします。

みどり推進課長 先ほど新規の指定と解除の数字も含めまして、保護樹木が区内で1,220本、保護樹林、樹林地につきましては73カ所というのが今現在の数字です。

会 長 面積は分かりますか。

みどり推進課長 保護樹林につきましては、73カ所で19万2,239㎡になります。

会 長 ありがとうございます。

 これをなるべく増やしていきたいですし、今までの解除の理由は、近隣との関係や、今回の様に、いつの間にか枯死していたというような健康上の問題、あと相続による土地の売却や、所有者が変わっていくことで指定を受け続けられなくなるということが多かったように思います。

 幾つか課題はあると思いますが、一つ一つ克服していきたいという考えでやっているところです。

 他にご意見やご質問はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言なし)

会 長 それでは、次に報告の3番目、事務局から説明をお願いしたいと思います。

みどり推進課長 それでは、報告事項の(3)です。資料5をお願いします。

本日のご報告は、今年3月に開催いたしました、前回の緑化委員会での諮問でありますみどりの豊かさを評価するための新たな手法の検討状況についてご報告するものです。

今年の3月、区ではみどりの風吹くまちビジョンを策定し、今後、みどりの量だけではなく、質にも着目した新たな考え方をまとめることが位置づけられました。本委員会におきましては、区民の実感は量だけで計れるものではないという視点に立ち、新しいみどりの評価の手法を検討いただき、28年度に予定しておりますみどりの実態調査に反映していこうというものです。

これまでの経緯ですが、前回の委員会では本委員会の学識経験者を中心としたメンバーで検討委員会を設置するとお伝えしました。この中で検討を進め、これまで3回の検討委員会を開催しました。

資料5の2番目、検討の方向性です。具体的な検討の進め方や方法ですが、都市計画マスタープランにあります区内7地域から2地域を選び、みどりの量と質、区民評価の3つの観点から指標を設定して、検討を進めます。

1つ目の(1)量の評価ですが、これは緑被率や樹林地、農地等の分布状況です。2つ目の質の評価は自然環境、歴史性、景観等です。これらを実評価項目素案として、検討しております。これに3つ目のアンケート調査など、区民の評価を盛り込み、評価項目案を固めてまいります。

その上で、選出しました区内2地区でプレ評価をして、28年度の実態調査に反映させたいと考えております。

本日は、6月に実施しました区政モニターアンケートの結果を別紙で付けております。別紙をご覧ください。結果の分析・考察は途中ですが、例えば2ページ中段の問1、みどりの満足度には、区民の多くがみどりに対して満足しているという結果が出ております。

しかし、その下の問2身近なみどりとなりますと、おおむね高いのですが、第4地域である光が丘地域では他より高いという結果に対しまして、逆に市街化が進んでおります豊玉などの第2地域では満足度が低くなっております。

3ページをお願いします。問5のもっとも大切にしたいみど

は、徒歩で15分以内という方が50%以上となっており、身近なみどりの重要性が示唆されております。

今後、2,500人を対象にしまして、区民意識意向調査を行います。さらに地域ごとの傾向や年代ごとの傾向などを把握したいと考えております。

恐れ入ります、資料5の裏面をお願いします。今後の予定です。8月に区民意識意向調査を実施して、9月に検討委員会を開催します。これをもとに10月の本委員会にて検討状況を報告し、さらに12月の緑化委員会におきまして、手法案を報告したいと考えております。

タイトなスケジュールですが、よろしく願いいたします。説明が長くなりました。報告は以上でございます。

会 長

ありがとうございます。

この件につきましては私と副会長、藤崎先生の3名が入りまして、事務局とワーキンググループと会合を重ねながら検討を進めているところです。

皆さん、ご承知のとおり、練馬区はみどりでブランド化していこうとしているところでもありますし、それに関して、練馬のみどりの量と質、両面から根拠を提供できるようなものになっていったらいいなと思っているところです。

何かご質問やご意見など、この件についてありますでしょうか。

A委員、お願いします。

A委員

先ほどの説明の中で、2点質問したい。1つは質の評価ですが、指標を設定して検証するとありましたが、ここの資料からはその指標がわからないですが、まず、それを教えていただきたい。

みどり推進課長 資料5の(2)の質の評価があります。ここに書いてあります自然環境、歴史性等を指標として、その指標の内容についても詰めているところです。

まだ固まってはいないところです。こういうイメージを持っていただき、さまざまな角度からの指標をつくっていきます。質ですので、かなり多岐にわたる面が出てくるかと思えます。

A委員

量の評価と比べると、指標の設定の仕方はとても難しいのかなと思っていますが、出てきたところでご報告いただきたいと思っています。

もう1点は、先ほど2,500人を対象に区民意識意向調査をされるということでしたが、この対象の地域は先ほどご報告があった都市計画マスタープランの第2、第7地区の2地区が対象ですか。

みどり推進課長 区内全域7地域に分けての2,500人を対象とします。

2地区といいますのは特徴的なところで評価をするために、例えば西の1地区、例えば東の1地区、あるいは光が丘でも結構ですが、特性のあるところを拾い出してプレ評価をする。アンケート調査そのものは7地域、区内全域を対象に2,500人です。

環境課長

補足ですけれども、区民意識意向調査はご案内かと思いますが、練馬区民の方全体を対象に住民基本台帳から不特定で抽出をしたものに対して出している調査です。

都市計画マスタープランでは地域ごとの特性ということで、練馬区を7地域に分類をした形でそれぞれのまちづくりを行っていますが、区民意識意向調査では相手は全体です。

その中で、プレ評価をする際に、場合によっては選び出すことはあるかもしれませんが、意識意向調査としては皆さん全体がどのようにお考えになっているかということをお調べになります。

A委員

一般的に区民意識意向調査はランダムに選んで、全域から区民の意識を調査するものだと思いますが、先ほど説明を聞いて、地域によって区民の意識にかなり差があるというお話がありました。意向調査の調査結果を分析する際に、お住まいになっている地域がどの地点なのかはわかるようになっていますね。

みどり推進課長 属性の中で、年齢、お住まい、住所地域が分かるように記入をしていただくようになっております。

A委員

わかりました。

会 長

他に事務局から、この件について何か追加説明をすることは特にありませんでしょうか。

他にご意見やご質問は何かありますでしょうか。

みどり推進課長 先ほど申しましたように、まだこれから評価項目も含めて、検討委員会の中でも十分検証して固めてまいりたいと思っております。

りますので、次回の緑化委員会にはもっと固まったものでご説明できるかと考えております。

会 長

おっしゃるとおり質の評価部分は結構難しいです。評価項目の洗い出しをやる際になるべくいろいろな視点から出し、網羅的に挙げ、そこから、これは必要ない、ここの部分は他の部分と統合できる、ということをやりながら、実際に使う指標を絞る作業を、今やってもらっているところです。

みどりの質というのは見る人によっても全然違いますし、本当にいろいろな見方があると思いますし、それを生かしていけるものになればと思っているところです。

他に何かありませんか。

C委員

今も幅広い観点でやっていますが、その観点を示すような規範みたいなものは、何か適用したのがありますか。

例えば生態系サービスという言葉もあります。そこではカテゴリー化がされているので、そのまま適用できるかはわかりませんが、幅広い網羅性を持った観点が載っていると思います。それを適用してみたり、その中から取捨選択ということかと思えます。その点の検討はいかがでしたか。

会 長

植生の段階や、樹林の上木、中木、低木、その構成の度合いや、いわゆる自然度や、そういう指標として使われているものがいろいろありますね。生物相についても、希少種やレッドデータに出ているようなものの有無だけではなく、自生種、地域の特徴的な、練馬だとカタクリやキンラン、ギンランや、いろいろありますので、そういったものの有無、生物の生息場所になっているかどうか、そういったことも含めて挙げていってもらいながら、今やっているところです。

何か追加はありますか。

みどり推進課長

今、会長がおっしゃられたとおりです。生物の多様性も含めますと、本当にこの林でなければこの生き物がないとか、極端な話、この林があるからオオタカが来ているんだとか、特徴的なところでは幅の広い観点で評価をしていけるかなと考えております。

C委員

今、たまたま私がお話した、1つの観点としての生態系サービスは、調整サービスですや供給サービスといった大きくカテゴリーが分かります。さらにその先で調整サービスであれば、

気候の調整や洪水の調整という生態系としての機能がある。そういった観点で練馬区のみどりが大きさがどの程度あるのか評価ができるのかなと思います。その観点で見られてはいいですかという質問だったのですが。

会 長 遊水池が関係しているか、保水力があるか、流域のどのような位置づけになっているか、等も含めてですね。

C委員 そうですね。

会 長 気候の調整に関しても、みどりの規模と管理の状態や、さまざまな要因があると思いますので、それも反映させます。生態系サービスでは非常に細かいいろいろな機能がありますので、それがダイレクトでなくても、この項目これが見られているよと、できるようにしたいと思っています。

みどり推進課長 (2)の質の評価の自然環境、歴史環境の次に都市環境緩和という表現をしております。その中で、今、会長からありましたように、例えば、水を保水できる機能として、この斜面の林が機能しているのかという面からも、樹林地の特性をまたピックアップしてまいりたいと思っております。

C委員 わかりました。まだかなり大ざっぱなカテゴリーしか挙がっていないので、何を見るのかは読み切れない。例えば自然環境と言われても、あまりに広すぎて見えないものですから、その方向性として、先ほど言ったことも学術的に検討して照らし合わせてみると良いかと思っておりますの提案です。ご検討していただければと思います。

みどり推進課長 ありがとうございます。

会 長 ありがとうございます。B委員から何か追加で説明していただけることがありますか。

B委員 質はただでさえ非常に難しいことなので、今の様な意見は非常に参考になると思います。学会でもいろいろなものがあり必ずしもこれだけがいいというのがなかなかないので、今の様な意見をたくさん出していただければ、その中でまた小委員会で検討したいと思っております。

会 長 多分、次回のときには項目の具体的な体系みたいなのは出てきますよね。

みどり推進課長 なるべく固めてまいりますので、完璧なものになるかはありますが、今よりは細かいところで評価の項目、指標をお示しできるかと思います。

会 長 そうですね。かなり際限なく細かいものになりかねないものを、いかに絞りながらやっていくかというのが、現在の課題なのではないかという感じを持っています。とにかく抜け落ちるものがないようにしていきたい。抜け落ちてしまうとみどりの価値自体が抜け落ちてしまうことになりかねないので、何とかと思っております。

また、ご意見等、思いついたことなどありましたら、皆様からも事務局にどんどん言っていただけるとありがたいなと思います。

よろしく願いいたします。

他にはよろしいでしょうか。

(発言なし)

会 長 それでは、次回の日程について先に事務局から確認しておいていただいたほうがいいですね。

みどり推進課長 次回の緑化委員会は 10 月末ごろを開催予定としております。11 月に少しずれ込むかもしれませんが、なるべく 10 月末の予定で考えております。詳細な日程が決まり次第、またご連絡をさせていただきます。

なお、開催場所は前に行っていました西庁舎第一委員会室を予定しております。

以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

この後、視察となるわけですが、その前に事務局から視察先のこどもの森の概要説明をお願いしたいと思います。

みどり推進課長 既にご存じかと思いますが、新しいメンバーということで、改めてもう一回説明いたします。

本日の視察は、これまでも本委員会でご議論いただいております、こどもの森です。本年 4 月 5 日に、無事開園しました。

開園式には、緑化委員の皆様にもご出席いただきました。

机上にも資料を置いておりますが、こどもの森は都市計画羽沢緑地として都市計画決定されており、今回、その用地の一部、約 3,000 m²が取得できたことから、整備、開園したものです。今後、地権者の意向を踏まえまして、順次拡張していく予定で、最終的には 1.3 ヘクタールになるものです。

特徴といたしましては、もともとは生産緑地として農家の方が栗や梅、キウイ畑などの農業をされており、いわゆる練馬の原風景を生かした自然体験や冒険遊びができる環境を提供しております。特にプレーリーダーといいます遊びの指導員が常駐しており、泥んこ遊びや木登り、木工作など、独創的な遊びが大きな魅力です。

このような常設の施設は、23 区でも大変珍しく、これまで各報道機関や他の自治体からの取材の問い合わせが多く寄せられているところです。

来園者数は、6 月時点の 3 カ月の数字で、来園者が約 1 万 4,000 人を超え、休日の平均利用者が約 370 人、平日でも 100 人近い方が利用されており、大変好評をいただいているところです。

また、今月の 18 日から昨日の 30 日まで、13 日間にわたりまして本庁舎 1 階アトリウムで、PR も兼ねまして、こどもの森企画展を開催いたしました。こちらにも 13 日間で 3,800 人を超える多くの来場者にお越しいただきました。夏休みということもあり、親子連れで楽しんでいただきました。アトリウムでこどもの森の疑似体験ができるというところで、好評いただいたところです。

本日の視察ですが、開園して 4 カ月が経ち、樹木にも葉が茂り、また畑にも草が生え、開園当時の様相とはかなり大きく変わっております。そこをご覧いただき、さらにその中で子どもたちが伸び伸び遊んでいる様子をご覧いただきたいと考えております。

概要の説明は以上です。よろしくお願いたします。

会 長

どうもありがとうございます。

会議はこれで閉会ということになります。

— 了 —